

令和 3 年 9 月

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

令和 4 年度実施方針

観光庁国際観光課

地方運輸局・沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）は、訪日外国人旅行者の地方部への誘客を加速させるため、訪日外国人旅行者の多様なニーズを踏まえ、地方（自治体及び民間企業等）の発意の元に自らが主体となり、日本政府観光局（以下「JNTO」という。）とも連携しつつ、以下の方針に沿って、地域の魅力ある観光資源を戦略的かつ効果的に発信する。

事業実施の基となる事業計画は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」決定。以下「観光ビジョン」という。）及び「令和 3 年版観光白書」第 IV 部（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、2018～2020 年訪日プロモーション方針（以下「訪日プロモーション方針」という。）並びに地域の実情に応じて地方運輸局等が定める地域ブロック方針との整合を図ることとし、策定された事業計画は観光庁と JNTO が確認することとする。

1. 【地域ブロック方針】

地方運輸局等は、統一フォーマットを用いて、地域の実情に応じた地域ブロック方針を定め、管内の訪日外国人延べ宿泊者数の目標や、訴求するテーマ、最重点市場等を設定し、観光庁と JNTO の確認を受けること。

2. 【事業計画】

地方運輸局等は、1. で定める地域ブロック方針及び訪日プロモーション方針に基づき、JNTO のデジタルマーケティング等による分析結果を踏まえた事業計画を策定すること。事業計画において、対象市場・ターゲット・訴求コンテンツを設定し、実施する事業は、5. (2) で示す地域の観光資源を活用したプロモーション事業とすること。なお、事業計画は、観光庁、JNTO 及び地方運輸局等による 3 者合同会議の場で確認し、決定する。

3. 【広域連携】

広域での事業構築・連携が行われていることを基本とする。ただし、観光ビジョン及び令和 3 年版観光白書第 IV 部の趣旨に沿う事業であって、広域に対して波及効果が期待される事業は、この限りでない。

4. 【他事業との整合性】

広域周遊観光促進のための観光地支援事業等、他事業で行う情報発信又はプロモーションと類似する内容の事業と判断されるものについては、当事業では実施しないこととする。

5. 【事業実施要件】

当該事業は、以下の要件を必ず満たすものとすること。なお、(2) は今後追加することがある。

(1) バス、タクシー又は鉄道等の公共交通事業者を実施主体に含めること

- (2) 下記に示す、今後政府が観光コンテンツとしての活用を推進し訪日外国人旅行者の満足度を向上させるための環境整備を行う地域の観光資源のいずれかを含むこと
- ① 令和3年版観光白書第IV部に記載のコンテンツ
 - ② 国立公園（全国34カ所）
 - ③ 世界遺産、日本遺産、文化財保護法の規定に基づく指定文化財（国宝・重要文化財、舞台芸術、地域伝統芸能、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物保存地区など）等
 - ④ SNS等の分析から訪日外国人からの興味・関心が高まりつつある地域の魅力ある観光資源（新たな観光資源の開拓）
- (3) 1事業あたりの総事業費が原則年1,000万円以上のものであること。なお、総事業費には、当該事業の実施に真に必要な範囲に限り、連携先の旅費を含めてもよいものとする。
- (4) 同一の事業を継続して実施できる期間は、最長3年間とする。

6. 【事業の重点化】

以下に該当する事業を重点的に実施すること。

- (1) アジア市場においては、拡大するリピーター層の更なる訪日の促進、多様化する個人旅行ニーズに対応する多彩な旅行テーマの提案、未訪日層の掘り起しの強化を図るものであること
- (2) 欧米豪市場を対象としたもの
- (3) 富裕旅行者層や長期滞在者の誘客を目的としたもの
- (4) 閑散期対策など、年間を通じた訪日需要の創出につながるもの
- (5) 航空便・クルーズ船の新規路線誘致・路線回復等に資するもの
- (6) 関係省庁が実施する観光振興に資する取組と連携するもの
- (7) 新型コロナウイルス感染症収束後の旅行トレンドに対応して誘客を図るもの
(アウトドア、サステナブルツーリズム等)

7. 【国の負担割合】

- ・事業効果が分析可能であり、その分析結果をJNTOの行うデジタルマーケティング等に活用できる事業（以下「基幹事業」という。）について、国は原則事業費の1/2を負担する。
- ・その他の事業については、基幹事業に付随して行う事業とし、国は原則事業費の1/3を負担する。
なお、基幹事業に付随して行う事業のみで構成される事業計画は認められないものとする。
- ・「基幹事業」及び「基幹事業に付随して行う事業」の具体的な事業種別については、以下の表に示すものとする。

基幹事業	基幹事業に付随して行う事業
イベント・旅行博等出展、メディア招請、旅行会社招請、共同広告、インターネット（WEB・SNS）、海外現地商談会、セミナー、海外現地メディア説明会、トラベルマート、旅行会社等セールスコール、純広告、映像制作	印刷物製作、その他基幹事業の類型に合致しないもの

8. 【対象市場】

- ・令和3年度訪日プロモーション重点22市場（中国、韓国、台湾、米国、香港、豪州、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、カナダ、英国、フランス、ドイツ、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア、イタリア、スペイン、メキシコ、中東地域*）*UAE、サウジアラビアを中心としたGCC加盟6ヶ国、トルコ、イスラエル
- ・重点22市場以外の欧米豪市場
- ・上記以外の市場で、6.に該当する市場

9. 【対象市場のエリア別の目標構成比率】

本事業の実施にあたっては、過年度の事業実績を踏まえ、全事業における対象市場のエリア別の目標構成比率を以下の通り定める。地方運輸局等の事業計画は当該比率を踏まえて決定するため、地方運輸局等の事業計画について個別に調整することがありうるものとする。

※ 対象市場のエリア別の目標構成比率

(重点 22 市場)

- ・ 東アジア市場 40%以上
- ・ 東南アジア市場 20%～30%程度
- ・ 欧米豪市場 30%～40%程度

* インドは東南アジア市場、メキシコ、中東地域は欧米豪市場に含むものとする。

(重点 22 市場以外の市場)

- ・ その他 数%

10. 【事業進捗の把握及び評価体制の構築】

地方部への誘客を加速化させる具体的な効果が得られる事業とするため、以下の通り、事業の進捗管理及び事後評価を行い、戦略的に事業を実施する。

- (1) 観光庁及び JNTO において事業の進捗状況を把握するため、地方運輸局等は、四半期毎に契約等の状況をまとめ、報告すること。
- (2) 受託事業者からの報告等を通じて、全ての事業について成果指標の把握を徹底すること。
併せて、事業実施後速やかに VJ ネットに成果を登録すること。
- (3) 地方運輸局等は、成果管理に係る統一フォーマットを用いて自己評価を行い、地域の観光情勢に精通した外部有識者による事業評価を受けること。なお、その時期、方法等については別途通知する。
- (4) 地方運輸局等は、(3) の評価結果を観光庁及び JNTO に報告すること。なお、観光庁及び JNTO は、(4) の報告を受けた後に、事業の継続・改善・廃止について検討を行い、最終的な評価を行う。
- (5) 観光庁及び JNTO 並びに外部有識者から受けた評価や意見は、次年度以降の事業計画に反映されること。
- (6) 事業から得られた写真や動画等のコンテンツ及び地域の観光資源に係る情報等については、JNTO が活用しやすいように整理し、提出すること。

以上